

鹿児島県景観形成基本方針

平成 20 年 3 月

鹿 児 島 県

目 次

第1 基本方針の位置付けと役割

- 1 基本方針の位置付け
- 2 基本方針の役割

第2 良好的な景観の形成の目標

- 1 本県の景観形成の必要性
- 2 本県の景観資源
- 3 目指すべき目標

第3 良好的な景観の形成に関する施策の基本的な事項

- 1 基本的な考え方
- 2 県・市町村・県民等の役割
- 3 県の施策

第4 広域的な良好な景観の形成に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 ゾーン別の方向性

第5 県が設置し又は管理する施設及びその周辺の地域における良好な景観の形成に関する事項

- 1 県が設置し又は管理する施設のあり方
- 2 周辺地域の景観形成

第6 その他、良好な景観の形成に関する総合的かつ広域的な施策を推進するために必要な事項

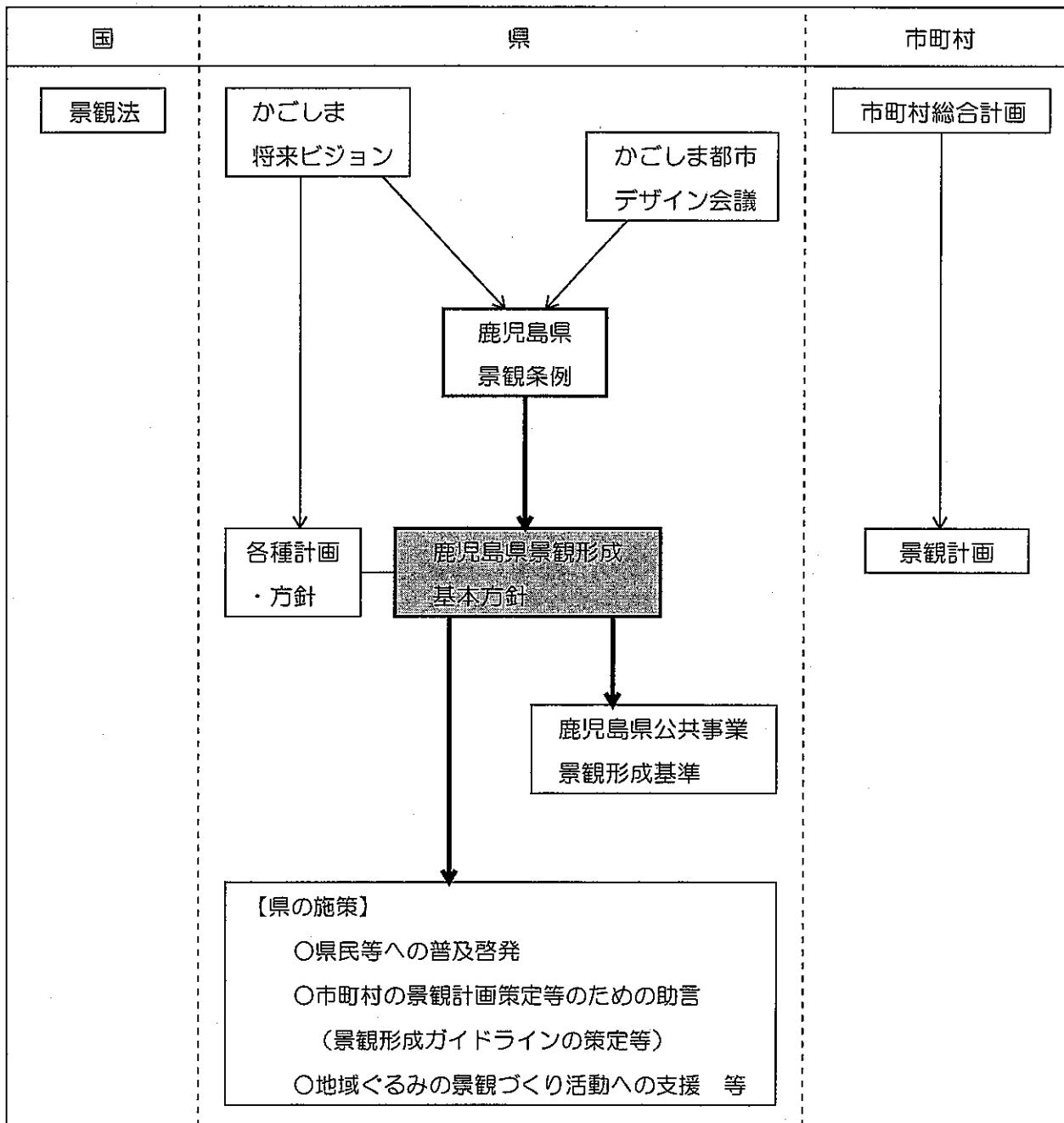
- 1 県の体制の整備
- 2 基本方針の変更

第1 基本方針の位置付けと役割

1 基本方針の位置付け

鹿児島県景観形成基本方針（以下「基本方針」という。）は、鹿児島県景観条例（以下「景観条例」という。）第7条に基づき、県の良好な景観の形成に関する総合的かつ広域的な施策の推進を図るために定めるものであり、景観法、景観に関する県の計画・方針及び市町村の景観計画と連携する。

〈基本方針の位置付けのイメージ〉



2 基本方針の役割

基本方針は、良好な景観の形成の目標に関する事項や施策に関する基本的な事項等を定めるものであり、県が、総合的かつ広域的な景観形成の施策を策定・実施する際の方針であるとともに、市町村がその区域の特性に応じた景観形成の施策を策定・実施する際の目安としての役割を有するものである。ただし、市町村独自の取組を妨げるものではない。

第2 良好的な景観の形成の目標

1 本県の景観形成の必要性

本県の景観を取り巻く環境や人々の価値観の変化等を踏まえると、本県における景観形成の必要性については、次のように捉えることができる。

- 効率性に加え、美しさや快適さも兼ね備えた誇りの持てるまちの景観を創造する必要がある。
- 農地や山林等が適正に維持されたふるさとの風景を守り、育てる必要がある。
- 自然環境の保全と密接に関連する自然景観の保全と、その活用を図る必要がある。
- 観光・交流の促進のため、都市と自然、歴史・文化が相まった本県ならではの景観をつくっていく必要がある。

2 本県の景観資源

- 南北600kmに及ぶ県土
多様な気候帯、豊かな動植物 等
- 雄大で美しい自然
多くの火山、長大な海岸線 等
- 特色ある歴史・文化
武家屋敷群、明治維新期の偉人の輩出 等
- 自然に囲まれた街や農山漁村
海や山と共に一望できる都市、棚田 等

3 目指すべき目標

○ 雄大で美しい自然を生かした景観づくり

山・川・海などの豊かな自然を生かし、広がりを感じさせる景観をつくるとともに、都市と雄大な自然が相まった眺望の保全を図る。

○ 地域固有の歴史や文化を生かした景観づくり

地域固有の歴史資源等を生かし、歴史や文化を感じさせるような調和のとれた景観をつくる。

○ 人々の生活や営みが調和した景観づくり

人々の生活や経済活動が調和した都市の景観をつくるとともに、農業等の営みと自然とが織り成す農村等の風景を守り、育てる。

第3 良好的な景観の形成に関する施策の基本的な事項

1 基本的な考え方

本県の特色を生かした良好な景観の形成を図るためにには、地域の資源を生かしながら、県、市町村、県民、事業者等の多様な主体が連携し、長い年月をかけて、持続的にその形成に取り組んでいく必要がある。

このことから、次のとおり、基本理念に基づき、景観形成に取り組むこととする。

鹿児島の特色を生かした景観づくり

県民共通の資産としての保全・創出

地域の個性ある景観の形成

多様な主体による共生・協働の取組

(1) 県民共通の資産としての保全・創出

良好な景観は、潤いのある豊かな生活環境をつくり出すこと及び郷土に対する誇りや愛着をはぐくむことに寄与するものであることにかんがみ、県民共通の資産として、現在及び将来の県民がその恩恵を享受できるよう、その整備及び保全を図られなければならない。

本県は、雄大な自然など他地域にも誇れる景観資源を有することから、これらを生かし、かごしまらしい景観をつくり、これを将来の世代に引き継いでいくこととする。

(2) 地域の個性ある景観の形成

良好な景観は、地域の自然、歴史・文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであり、また、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

本県は、広大な県土の中に、多様な自然、歴史・文化等を有することから、これらを生かし、それぞれの地域の個性ある景観の形成を促進することとする。

(3) 多様な主体による共生・協働の取組

良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、県、市町村及び県民等により、共生と協働を旨として、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

本県においては、観光・交流の促進や地域の活性化を図る必要があることから、県、市町村、県民、事業者、景観整備機構、NPO等の多様な主体の連携を図りながら、景観形成に取り組むこととする。

2 県・市町村・県民等の役割

(1) 県の責務

良好な景観の形成を図るためにには、広範な分野、また、広域的なエリアにわたって施策を展開する必要がある。

このことから、県は、景観条例に定める基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、及び実施することとする。

(2) 市町村への要請

良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係するものであり、また、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、市町村がその中心的な役割を担うことが望ましい。

このため、市町村は、その区域の特性に応じた良好な景観の形成に関する施策を策定し、実施することが望まれ、なるべく早い時期に景観法に基づく景観行政団体になり、景観法や都市計画法、屋外広告物条例等に基づく規制・誘導等により、良好な景観の形成を着実に推進することが望まれる。

さらに、山・川・海など一体性・連続性を考慮しながら広域的な良好な景観の形成を行う際には、市町村の区域を越えて連携を図ることが望まれる。

(3) 県民の役割

県民は、良好な景観が生活の質の向上や観光・交流の活性化につながること、また、自らの取組が地域の景観の形成のために重要であることについて理解を深めるとともに、地域の景観の将来像についての話し合いや景観形成の取組に参加するよう努めることとする。

また、公共事業の実施に当たっての説明会等に積極的に参加するなど、県や市町村が実施する景観形成の施策に協力するよう努めることとする。

さらに、地域づくり団体、NPO等は、地域における景観形成の先導的な役割を担うものであり、住民等と連携した積極的な取組に努めることとする。

(4) 事業者の役割

事業者は、土地の利用等の事業活動が、比較的規模の大きいものが多く、地域の景観に大きな影響を与えることから、事業活動を行うに当たっては、良好な景観の形成に自ら努めるよう努めることとする。

また、県や市町村が実施する地域の景観形成の施策に、県民と一緒に協力するよう努めることとする。

3 県の施策

県は、市町村が景観法に基づく景観行政団体になるよう積極的に働きかけを行うとともに、県民等への普及啓発、市町村の景観計画策定等への助言、県民等の自主的な取組の促進などを行い、また、県自らの事業の実施において景観に配慮するなど、総合的に景観形成の施策を推進することとする。

(1) 市町村、県民等の取組の促進

① 普及啓発

県民等が良好な景観の形成の必要性について理解を深め、地域における景観形成の取組が促進されるよう、景観セミナーの開催や、優れた取組への表彰の実施など、普及啓発に努める。

② 市町村に対する支援

市町村の景観計画の策定等に対し、県は、景観形成ガイドラインに基づき助言を行うとともに、景観アドバイザーを派遣するなど、支援を行う。

③ 県民等に対する支援

県民等による地域の景観の将来像についての話し合いや景観形成の取組等が活発に行われるよう、地域ぐるみの景観づくり活動への支援や景観アドバイザーの派遣等の支援を行う。

(2) 県自らの事業の推進

① 景観に配慮した公共事業の推進

道路・河川・港湾の整備等の公共事業は、規模が大きいものが多く、長期にわたり地域の景観に大きな影響を与えることから、公共事業の実施に当たっては、機能性・安全性等との調和を図りつつ、地域の景観に十分配慮するよう努めることとする。

② その他、各般の事業実施における景観への配慮

景観形成は、都市計画、建築、屋外広告物、緑化、観光など、広範な分野に関連するものであることから、県が行う各般の施策の実施に当たっては、地域の景観に配慮することとする。

第4 広域的な良好な景観の形成に関する事項

1 基本的な考え方

山・川・海など一体性・連續性を考慮しながら広域的な良好な景観の形成を行うためには、関係市町村間の連携を図ることが必要である。

このためには、景観法に基づく景観協議会や任意の協議会等を活用することが有効である。県としては、このために必要な調整や助言等を行うこととする。

2 ゾーン別の方針性

本県の特徴的な景観資源を生かし、主なゾーンにおいて、次のような視点に立ち、広域的な景観形成を図ることとする。

① 桜島・錦江湾ゾーン

調和のとれたまちなみと雄大な活火山、静穏な海域が一体となった景観づくり

② 霧島ゾーン

高い山の連なりや広大な高原、歴史・文化を生かした景観づくり

③ 屋久島ゾーン

世界的に貴重な植生や海にそびえ立つ山岳の地形等を生かした景観づくり

④ 奄美ゾーン

島を取り囲む海岸の連續性や特色のある生態系を生かした景観づくり

第5 県が設置し又は管理する施設及びその周辺の地域における良好な景観の形成に関する事項

1 県が設置し又は管理する施設のあり方

県が設置し又は管理する施設は、周辺の景観に大きな影響を与えることから、その設置及び管理に当たっては、関係市町村の景観計画との整合を図るなど、地域の意向を十分踏まえるものとする。

2 周辺地域の景観形成

県が設置し又は管理する施設は、公共性が高く、県のシンボルとなる施設であり、本県の景観づくりのイメージ形成に大きな影響を与えることから、周辺地域の景観形成に当たっては、関係市町村や事業者等に対して、必要に応じて景観形成の取組に対する協力を求めるものとする。

第6 その他、良好な景観の形成に関する総合的かつ広域的な施策を推進するために必要な事項

1 県の体制の整備

景観形成を総合的かつ計画的に推進するために、庁内の景観関係課で構成する「景観形成推進連絡会議」を充実し、景観形成の推進に関する連携を図るものとする。

また、景観形成に大きな影響を与える公共事業の実施に当たっては、「公共事業景観形成推進部会」を充実し、良好な景観の形成に配慮した公共事業の実施に関する関係部局相互の連携を図る。

2 基本方針の変更

社会経済情勢及び景観を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、必要に応じて基本方針を変更するものとする。

基本方針の変更に当たっては、広報広聴手段の活用等により、県民意識の把握に努めるとともに、国及び市町村等との調整を図ることとする。